

# 公益社団法人埼玉県防犯協会連合会

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県防犯協会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、県民の防犯思想の普及高揚及び地域防犯団体等と連携した自主防犯活動の支援並びに風俗環境の浄化にかかる活動を推進し、もって犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及高揚に関すること。
- (2) 防犯対策の調査、研究及び犯罪の予防、検挙に対する協力援助に関すること。
- (3) 防犯団体に対する協力援助及び団体相互の連絡調整並びに防犯施設の拡充に関すること。
- (4) 風俗環境浄化にかかる事業の実施に関すること。
- (5) 優良防犯団体及び防犯功労者の表彰に関すること。
- (6) 機関紙（誌）の発行に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項各号の事業は、埼玉県において行う。

### 第3章 会員

#### (本会の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した、埼玉県内の地域単位に設けられた防犯団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して事業を援助する個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、理事会においてその承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は理事会が別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、当該会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資

格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

**(拠出金の不返還)**

**第11条** 会員が資格を喪失しても、会員が既に納入した会費、その他の拠出金はこれを返還しない。

**第4章 総会**

**(構成)**

**第12条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法に定める社員総会とする。

**(権限)**

**第13条** 総会は、次の事項について、決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款に定める事項

**(開催)**

**第14条** 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法に定める定時総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要のある場合に開催する。

**(招集)**

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

**(議長)**

**第16条** 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

**(議決権)**

**第17条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

**(決議)**

**第18条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を一般社団・財団法人法に規定する代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名を、同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事(以下「役員」という。)は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事を、本会の会長とする。

4 第2項で選定された業務執行理事のうち、2名を副会長、他の1名を専務理事とする。

5 監事は理事を兼ねることができない。

6 理事のうち、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別な関係がある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の職務を執

行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

**第24条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第25条** 役員は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

**第26条** 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、職務の遂行にあたり生じた費用を弁償することができる。

**(名誉会長、顧問及び参与)**

**第27条** 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与の選任及び解任について、名誉会長及び顧問は、有識者若しくは本会に功労のある者のうちから、参与は、防犯活動について高度の知識及び経験のあるものうちからそれぞれ選出し、理事会において決議する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会議に出席し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

**第6章 理事会**

**(理事会の構成)**

**第28条** 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

**第29条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

**(招集)**

**第30条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

**(議長)**

**第31条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

**(決議)**

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

**第 33 条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

**第 7 章 会 計**

**(事業年度)**

**第 34 条** 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

**(事業計画及び収支予算)**

**第 35 条** 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**(事業報告及び決算)**

**第 36 条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、

総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類についてはその承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第37条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### **第8章 定款の変更及び解散**

#### (定款の変更)

**第38条** この定款は、総会の決議により変更することができる。

#### (解散)

**第39条** 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消しに伴う贈与)

**第40条** 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **(残余財産の帰属)**

**第41条** 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第9章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

**第42条** 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## **第10章 事務局**

### **(事務局)**

**第43条** 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を受けて会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## **第11章 補則**

### **(委任)**

**第44条** この定款に定めるもののほか、定款の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

## **附 則**

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の代表理事は、須田健治、業務執行理事は、野川和好、岡村幸四郎及び木村恒興とする。業務執行理事のうち野川和好、岡村幸四郎を副会長、木村恒興を専務理事とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。